# 一般廃棄物処理基本計画

(平成 26 年度~平成 35 年度)



平成26年3月

岐阜県瑞穂市

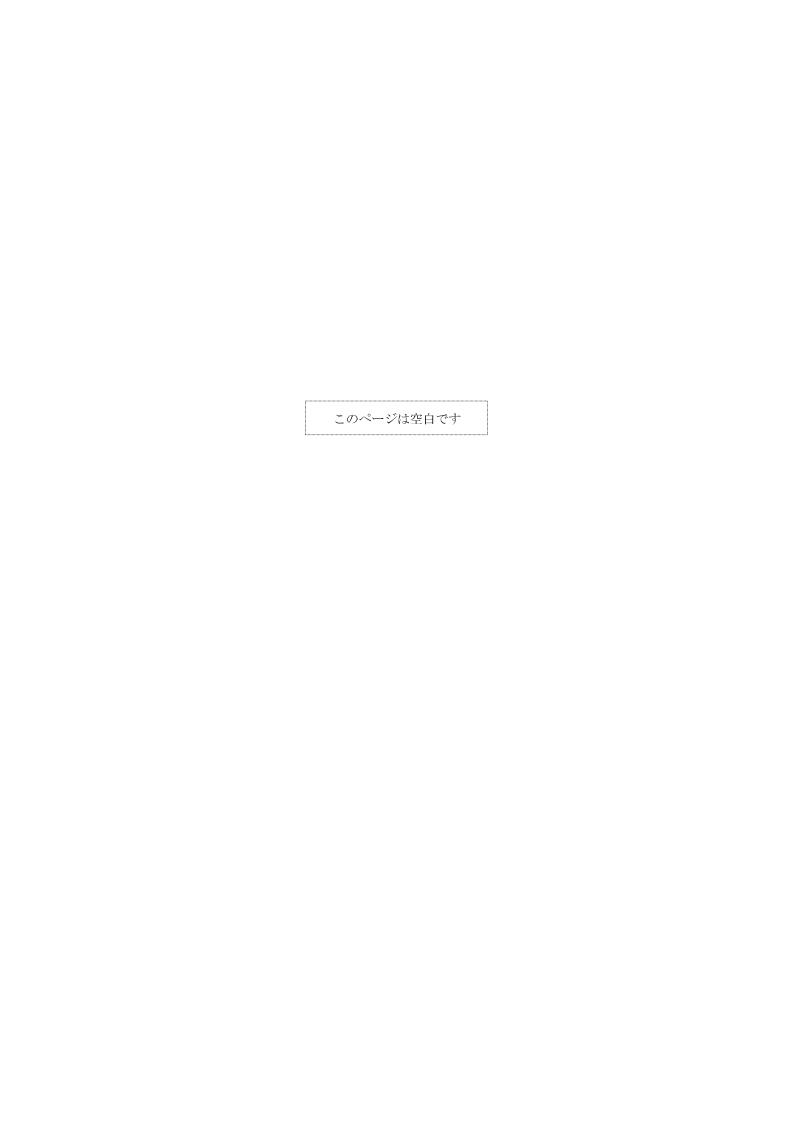
# 瑞穂市一般廃棄物処理基本計画 目次

# 第1部 計画の基本的事項

第1章	計画見直しの主旨	1
1.	計画の位置づけ	1
2.	計画の対象区域	2
3.	計画で扱う廃棄物の範囲	2
4.	計画の期間	2
第2章	前期の総括	3
1.	前期の目標達成状況	3
2.	前期に実施した施策	5
3.	今後の課題	6
	第2部 ごみ処理基本計画	
第1章	ごみ処理の現状	7
	ごみの区分	7
2.	ごみ処理体制	8
(1	1) ごみ処理フロー	8
(2	2) 分別区分	10
( 3	3) 収集・運搬	12
( 4	1) 中間処理	12
(5	5) 最終処分	13
3.	ごみ処理の実績	14
(1	1) ごみ排出区分の定義	14
(2	2) ごみ総排出量の推移	15
(3	3) リサイクル率の推移	16
( 4	4) 最終処分量の推移	17
4.	ごみ処理の評価	18
(1	1) 1人1日あたりごみ総排出量	18
(2	2) リサイクル率	19
( 5	3) 最終処分率	20
( 4	4) 住民満足度	21
( 5	5) 1人あたり処理費用	23
( 6	<ol> <li>ごみ処理の評価</li></ol>	24

第2章 ごみ	処理計画	25
1. 基本	的方針	25
2. 数值	目標	26
(1)	1人1日あたりごみ総排出量	26
(2)	リサイクル率	26
3. ごみ	の発生量及び処理量の見込み	27
(1)	人口の将来予測	28
(2)	ごみ総排出量の将来予測	29
(3)	リサイクル率の将来予測	30
(4)	最終処分量の将来予測	31
4. 目標	達成のための施策	32
(1)	発生抑制のための取り組み	32
(2)	資源化のための取り組み	33
(3)	収集等の取り組み	33
(4)	取り組みのスケジュール	34
5. ごみ	処理に関する基本的事項	35
(1)	目標年次のごみ処理フロー	35
(2)	収集・運搬計画	35
(3)	中間処理の計画	37
(4)	最終処分計画	38
6. ごみ	の処理施設の整備に関する事項	39
7. その	他ごみの処理に関し必要な事項	39
(1)	廃棄物減量等推進審議会	39
(2)	災害対策	39
(3)	不適正排出及び不法投棄対策	39
	第3部 生活排水処理基本計画	
第1章 生活	排水処理の基本的事項	40
1. 生活	排水処理の現状と課題	40
(1)	生活排水処理の沿革	40
(2)	生活排水の処理主体	40
(3)	生活排水処理体系の現状	42
(4)	生活排水処理形態別人口の推移	43
(5)	し尿及び汚泥の排出状況	44
(6)	収集・運搬の現状	44

(7) 生活排水処理施設の現状	45
(8) 生活排水処理事業の課題	48
2. 生活排水処理の将来予測	50
(1) 将来予測の流れ	50
(2) 処理形態別人口の将来予測結果	51
(3) し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測結果	52
第2章 生活排水処理計画	<b>5</b> 3
1. 生活排水処理の基本方針	<b>5</b> 3
(1) 基本理念	53
(2) 生活排水処理施設整備の基本方針	53
2. 生活排水に関する基本事項	54
(1) 処理の目標	54
(2) 生活排水を処理する区域及び人口	54
(3) 施設及びその整備計画の概要	56
(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	56
(5) 市民に対する広報・啓発活動	57
第4部 計画の推進	
1. 地球温暖化防止への配慮	58
2. 計画の推進と公表	58
資料編	
資料1 本市の概況	61
資料 2 ごみ処理の実績及び将来予測	67
資料3 生活排水処理の実績及び将来予測	91
資料 4 家庭ごみに関する市民アンケート調査結果	93
資料 5 パブリックコメント	101
資料 6 諮問・答申	102
資料7 廃棄物減量等推進審議会	107



# 第1部 計画の基本的事項

#### 第1章 計画見直しの主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定により、 市町村は、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。

瑞穂市(以下、「本市」という。)は、平成21年3月に策定した瑞穂市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画[平成21年度~35年度](以下、「前計画」という。)により、主にごみの分別・リサイクルの観点からごみの減量施策を計画し、ごみの減量化を図ってきました。

ごみ処理基本計画策定指針(平成 20 年 6 月・環境省)においては、概ね 5 年ごとに計画を 改訂することが適切であるとされており、前計画の第 1 次目標年次を平成 25 年度としている ことから、計画の見直しを行うとともに、平成 24 年 3 月に策定した生活排水処理基本計画 [平 成 24 年度~35 年度]を統合した、瑞穂市一般廃棄物処理基本計画 [平成 26 年度~35 年度] (以下、「本計画」という。)を策定します。

#### 1. 計画の位置づけ

本計画と関連計画との位置づけを整理すると、図 1-1 に示すとおりであり、本計画は、本市総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

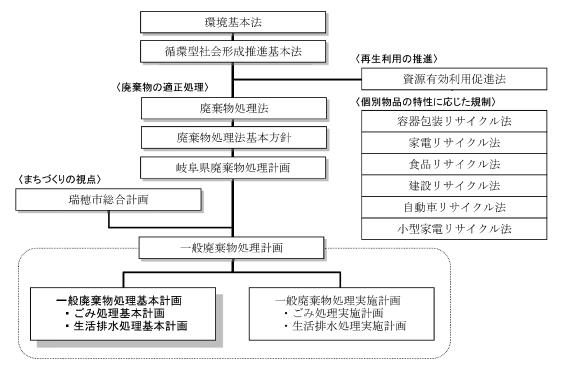


図 1-1 計画の位置づけ

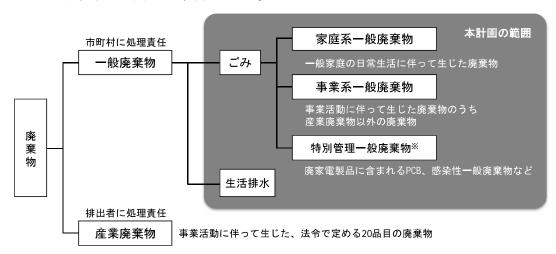
#### 2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

# 3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図1-2に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。



※:特別管理一般廃棄物は、本市では処理・処分をしておらず、民間業者において処理・処分が行われています。

図 1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

# 4. 計画の期間

前計画で定めた計画の期間は、平成21年度から平成35年度の15年間です。

前計画の平成 21 年度から平成 24 年度(この期間を以下、「前期」という。)の実績を基に、見直しを行う本計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度の 10 年間とします。

なお、計画は 5 年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、 国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合に はその都度見直しを行います。

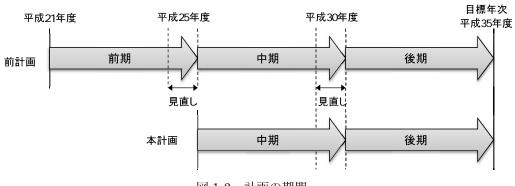


図 1-3 計画の期間

#### 第2章 前期の総括

平成 24 年度から計画を推進してきたごみ処理基本計画の総括は、以下に示すとおりです。 なお、生活排水処理基本計画については、平成 24 年度からの開始で短期間であることから、 総括を割愛しました。

#### 1. 前期の目標達成状況

前計画で数値目標 $^{\pm 1)}$  を定めた、1 人 1 日あたりごみ総排出量(ごみ発生原単位)及びリサイクル率の目標達成状況は、表 2-1 、図 2-1 及び図 2-2 に示すとおりです。

1人1日あたりごみ総排出量は目標値が達成され、リサイクル率については民間ルートによる資源回収の拡大に伴う集団回収量の減少等の影響から、目標達成が困難な状況です。

項目	基準値 (平成 19 年度)	実績値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 <b>25</b> 年度)
1人1日あたりごみ総排出量	921 g	746 g (約 19%削減)	875 g (5%削減)
リサイクル率	16.8 %	18.3 % (約 2%増加)	24 % (約 7%増加)

表 2-1 目標達成状況

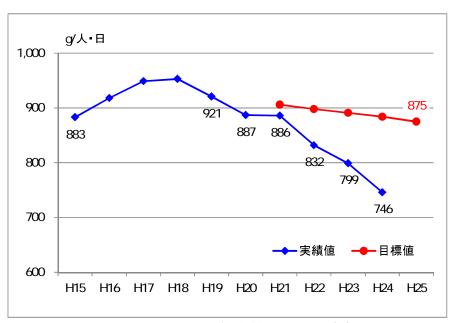


図 2-1 1人1日あたりごみ総排出量の目標達成状況

注 1) 基準値は前計画の値を使用しましたが、本計画では資源物の計上方法を変更したため、後述する実績値と異なります。

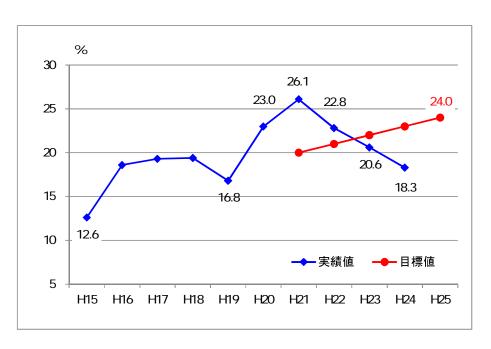


図 2-2 リサイクル率の目標達成状況

# 2. 前期に実施した施策

前期(平成 21 年度~平成 24 年度)に実施した主な施策は、表 2-2 及び図 2-3 に示すとおりです。

平成 23 年 8 月に実施した粗大ごみ有料化に伴い、穂積地区で収集していた不燃ごみを 廃止するなど、分別区分を一部変更しました。

また、廃棄物減量等推進員制度の積極的な活用や、ごみ分別手引きの全戸配布を行い、ごみ分別のための啓発を進めました。

	37 = 1147971 = 307E & 7C = 607E / 1
年月	施策等
平成 23 年 3 月	·一般廃棄物最終処分場(巣南集積場)廃止
平成 23 年 4 月	・廃棄物減量等推進員を各自治会に1名委嘱
平成 23 年 6 月	・『ごみ分別の手引き』を全戸配布 ・穂積地区の分別区分「金物類」を廃止、「缶類」と「粗大ごみ」 に分別開始 ・穂積地区の「不燃ごみ」収集廃止、「粗大ごみ」に分別開始 ・穂積地区のプラスチック類の分別・収集を徹底
平成 23 年 8 月	・粗大ごみ有料化開始 ・市内 11 箇所で有害ごみ、粗大ごみ等の拠点回収開始
平成 24 年 2 月	・一般廃棄物最終処分場(美来の森)廃止
平成 24 年 3 月	・美来の森廃棄物焼却炉撤去
平成 24 年 6 月	・『ごみ分別の手引き(改訂版)』を全戸配布

表 2-2 前期に実施した主な施策

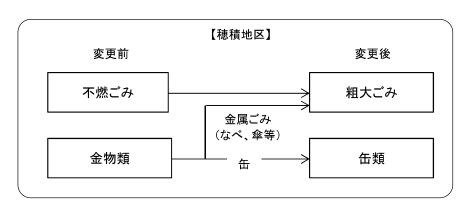


図 2-3 粗大ごみ有料化に伴う分別区分の変更点

# 3. 今後の課題

前計画で明らかになった課題とその現状は、表 2-3 に示すとおりです。

粗大ごみの有料化に伴い分別区分を変更しましたが、容器包装プラスチックなど一部の 分別区分について、穂積地区と巣南地区で相違があります。

また、事業系一般廃棄物の削減について、新たな施策を実施出来ませんでした。

表 2-3 前計画に示された課題と現状

No.	前計画に示された課題	現状	評価
1	分別収集区分の統一 ・穂積地区、巣南地区による ごみの分別方法が統一さ れていない。	平成23年8月の粗大ごみ有料化に伴い、 穂積地区のごみ排出区分を一部変更。 穂積地区の「プラスチック製容器包装」、 巣南地区の「陶磁器類・ガラス類」につい て未統一。	$\triangle$
2	粗大ごみ処理料金の有料化 ・粗大ごみの排出抑制対策の 検討。	平成 23 年 8 月に粗大ごみ有料化を実施。	0
3	環境教育、普及啓発の充実。	小学生(該当学年)の学習の一環として美 来の森の見学があり、ごみ処理等に関する 説明を毎年度実施。	0
4	多量排出事業者への指導。	減量化計画策定などの指導は行なっていない。	×
5	効率的なごみ収集の方法・体 制を検討。	現在の収集体制及び収集頻度で、特に問題 は生じていない。	0
6	粗大ごみ中間処理後の廃プ ラスチック類の焼却。	平成23年度に美来の森一般廃棄物焼却施設を廃止・撤去完了。現在は民間業者により熱回収リサイクルが行われている。	0
7	リサイクルセンター建設の 検討。	自前の破砕機設置等によるリサイクルセンター建設は、現在のごみ搬入量等からみても現実的でない。	Δ
8	最終処分場の確保。	西濃環境整備組合が数年後の完成を目指 し最終処分場の建設を計画中。	Δ
9	ごみに関する情報提供不足。	広報に「環境あれこれ」と題し、定期的に 情報提供を行なっている。 廃棄物減量等推進員の委嘱。 「ごみ分別の手引き」を全戸に配布。	0

※ 評価欄記号の説明 ○⇒実施済 · △⇒一部実施済 · ×⇒未実施

# 第2部 ごみ処理基本計画

#### 第1章 ごみ処理の現状

#### 1. ごみの区分

本市及び西濃環境整備組合(以下、「組合」ともいう。)が受け入れているごみは、その 排出源によって「家庭系ごみ(家庭系一般廃棄物)」と「事業系ごみ(事業系一般廃棄物)」 に大別されます。

さらに、家庭ごみは、品目によって「可燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」の 4つに区分されます。

また、地域の各種団体が行う集団回収、民間事業者による食品トレー、インクカートリッジ等の店頭回収、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法等に基づく家電製品等のメーカー回収が行われています。

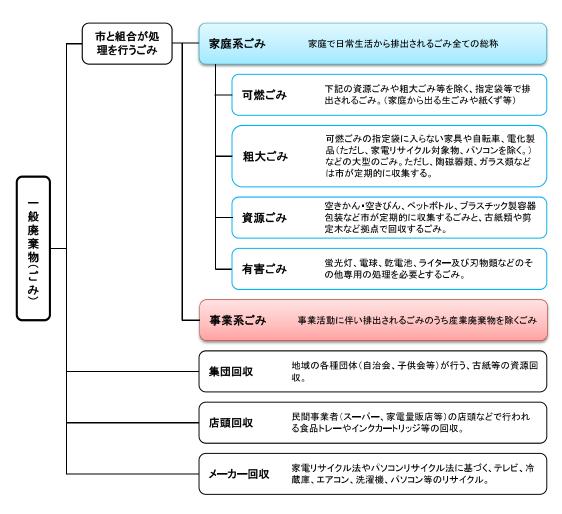


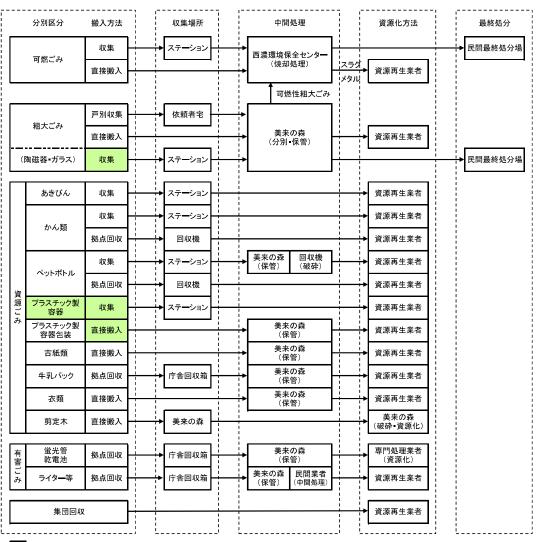
図 3-1 ごみの区分

# 2. ごみ処理体制

#### (1)ごみ処理フロー

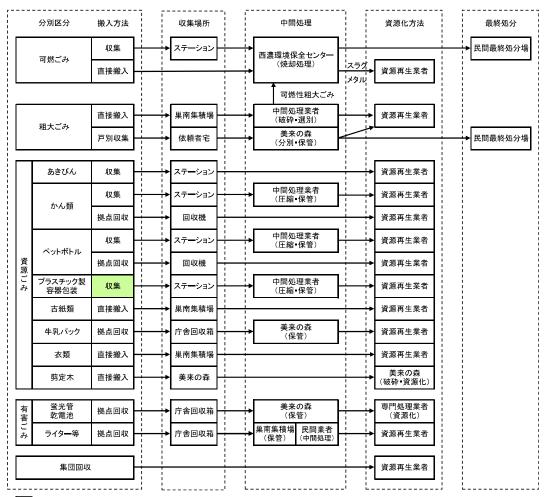
前期に分別区分の統一が進められてきたものの、本市では穂積地区と巣南地区でごみの分別区分が異なっています。

平成25年度における本市のごみ処理フローは、図3-2及び図3-3に示すとおりです。



網掛けは巣南地区と排出方法が異なる区分を表します。

図 3-2 穂積地区のごみ処理フロー (平成 25 年度)



網掛けは穂積地区と排出方法が異なる区分を表します。

図 3-3 巣南地区のごみ処理フロー (平成 25 年度)

# (2)分別区分

穂積地区及び巣南地区の分別区分は、表 3-1 及び表 3-2 に示すとおりです。

表 3-1 穂積地区の分別区分(平成 25 年度)

	ごみ	*の種類	内 容				
可燃ごみ			野菜クズ、紙クズ、ぬいぐるみ、紙オムツ、魚クズ、家庭内の草、 タバコの吸い殻、ラップ類、木クズ、茶ガラ・洗剤箱、衣料など				
粗大ごみ			チャイルドシート、ファンヒーター・ストーブ、掃除機、ふとん、 じゅうたん、ビデオ・カセットテープレコーダー、チューナー、 扇風機、木製タンス、ソファー、自転車、電気コンロ、廃タイヤ、 ベッドのスプリングマット、陶磁器類、ガラス類、耐熱ガラス・化 粧びんなど				
飲料用びん		用びん	無色、茶色、その他 (一升びん・ビールビン・ドリンクびん・割れ びん等)				
	かん類		アルミ缶、スチール缶、飲料用以外のカン(一斗缶、菓子缶、スプレー缶等)				
	ペットボトル		PET マークのついているペットボトル(飲料用、酒類用、しょうゆ・酢等)				
資源ごみ	プラスチック製容 器		プラマークのある容器(収集は調味料・洗剤などのプラスチック製ボトルに限る)				
み	古紙類		新聞・チラシ、雑誌・古本、ダンボール				
	剪定木		一般家庭及び農作業に伴う剪定木				
	旦	飲料用空かん	アルミ・スチール缶				
	収機	ペットボトル	飲料用ペットボトル				
	庁舎 回収	牛乳パック	牛乳パック				
庁舎	庁 有害ごみ		乾電池、電球・蛍光灯				
回収	国 コルギ		包丁・はさみ、カミソリ刃				
収集	できな	<b>こ</b> いごみ	分別していないごみ、消火器、医療系廃棄物、プロパンガスボンベ、 農機具、バッテリー、オイルの残っている缶、オートバイ、自動車、 テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、ディスプレイ 、パソ コン本体、ノートパソコン				

出典:瑞穂市ごみ分別の手引き

※:網掛けは巣南地区と分別区分が異なる箇所を示します。

表 3-2 巣南地区の分別区分(平成 25 年度)

	ごみ	よの種類	内 容					
可燃ごみ			野菜クズ、紙クズ、ぬいぐるみ、紙オムツ、魚クズ、家庭内の草、 タバコの吸い殻、ラップ類、木クズ、茶ガラ・洗剤箱、衣料など					
粗大ごみ			チャイルドシート、ファンヒーター・ストーブ、掃除機、ふとん、 じゅうたん、ビデオ・カセットテープレコーダー、チューナー、 扇風機、木製タンス、ソファー、自転車、電気コンロ、廃タイヤ、 ベッドのスプリングマット、陶磁器類、ガラス類、耐熱ガラス・化 粧びんなど					
	飲料用びん		無色、茶色、その他 (一升びん・ビールビン・ドリンクびん・割れびん等)					
	かん類		アルミ缶、スチール缶、飲料用以外のカン (一斗缶、菓子缶、スプレー缶等)					
	ペットボトル		PET マークのついているペットボトル(飲料用、酒類用、しょうゆ・酢等)					
資源ごみ	プラスチック製容 器包装		プラマークのある容器包装(包装用フィルム、玉子ケース、トレー、カップ麺容器、汎用ポリ袋、豆腐容器、プラスチック製キャップ)					
み	古紙類		新聞・チラシ、雑誌・古本、ダンボール					
	剪定	木	一般家庭及び農作業に伴う剪定木					
	回	飲料用空かん	アルミ・スチール缶					
	機	ペットボトル	飲料用ペットボトル					
	庁舎 回収	牛乳パック	牛乳パック					
庁舎	有害	ごみ	乾電池、電球・蛍光灯					
山坝			包丁・はさみ、カミソリ刃					
収集	草できな	さいごみ	分別していないごみ、消火器、医療系廃棄物、プロパンガスボンベ、 農機具、バッテリー、オイルの残っている缶、オートバイ、自動車、 テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、ディスプレイ 、パ ソコン本体、ノートパソコン					

出典:瑞穂市ごみ分別の手引き

※:網掛けは巣南地区と分別区分が異なる箇所を示します。

# 

プラスチック製容器包装 穂積:可燃ごみ・一部資源ごみ 巣南:資源ごみ

# (3)収集 - 運搬

本市におけるごみの収集・運搬体制は、表 3-3 に示すとおりです。

表 3-3 収集·運搬体制(平成 25 年度)

公 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								
項目		収集形態	収集方法	箇所数	収集頻度	収集容器		
可燃ごみ		委託	ステーション	528	週3回	指定袋		
粗大ごみ		<u>-</u>		_	_	_		
(陶磁器・ガラス類)		器・ガラス類) 委託 2		419	月1回	コンテナ		
	あきびん	委託	ステーション	502	月1回	コンテナ		
資	かん類	委託	ステーション	502	月1回	コンテナ		
源	//·////   	安託	回収機	13	_	回収機		
J.	ペットボトル	委託	ステーション	502	月1回	コンテナ		
み		安託	回収機	13	_	回収機		
	プラスチック 製容器包装	委託	ステーション	502	月2回	網かご		

# (4)中間処理

本市の可燃ごみは、組合のごみ処理施設において、焼却処理が行われています。資源 ごみは、ステーション及び回収機のいずれも、業者にて資源化されています。

粗大ごみについては、戸別収集又は美来の森及び巣南集積場で拠点回収が行われ、美 来の森において分別・保管され、業者の中間処理施設で処理が行われています。

表 3-4 西濃環境整備組合の概要

項目	内容
名 称	西濃環境保全センター
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字下座倉 1375-1
面積	敷地面積:25,848.74m²
処理能力	270t/日(90t/24h×3 炉)
処理対象物	可燃ごみ
<b>処理方式</b>	流動床式焼却炉(90t/日×2 炉)
处理力式	ガス化高温溶融一体型直接溶融炉(90t/日×1 炉)
運転管理	直営(西濃環境整備組合)
設計・施工	株式会社 荏原製作所、新日本製鐵 株式会社
建設年度	竣工:平成3年3月、平成15年12月

出典:西濃環境整備組合

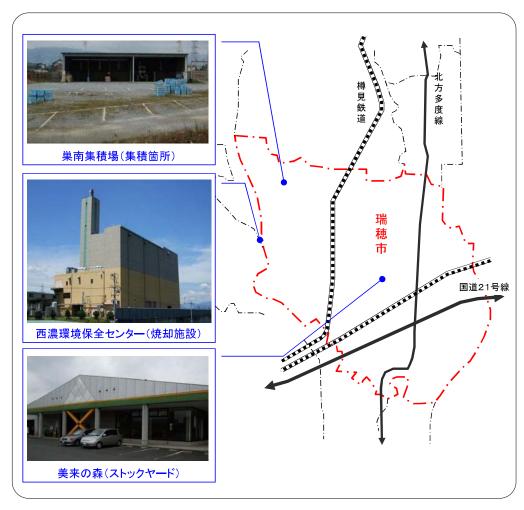


図 3-4 中間処理施設位置図

# (5)最終処分

本市は、最終処分場を有していません。このため、可燃ごみについては、西濃環境整備組合による中間処理後、民間の最終処分場に処分を委託しており、粗大ごみについては、美来の森で分別・保管後、民間の処理業者に処分を委託しています。

#### 3. ごみ処理の実績

#### (1)ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図3-5に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や市民による自家処理(生ごみの減量化等)によって資源回収等がなされているもの等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、本市のごみ処理施設等で処理を行わない集団回収によって集められた資源を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを家庭系ごみ、事業所や公共 施設から排出されたごみを事業系ごみとします。

また、家庭系ごみについては収集方式の違いにより、収集ごみ及び直接搬入ごみに分類します。

				ごみ が困難なもの)	事業者独自の資源回収・処理 自家処理(生ごみ減量化等)等
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			集団資	源回収	集団回収により集められた資源
み発生量	ンみ総	<b>\</b>	家庭系ごみ	収集	家庭から排出されるごみ
量	排出量	み排出	<b>多</b> 庭ポロか	直接搬入	<b>氷庭パウクサト山されい</b> るこみ
<u> </u>		量	事業系ごみ	直接搬入	事業所から排出されるごみ

図 3-5 ごみ排出区分の定義

# (2)ごみ総排出量の推移

本市における過去 10 年間のごみ総排出量及び 1 人 1 日あたりごみ総排出量 $^{(2)}$  の推移は、表 3-5 及び図 3-6 に示すとおりです。

年度	単位	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
計画収集人口	人	48,273	48,744	49,435	49,820	50,620	51,126	51,271	51,634	52,083	52,453
可燃ごみ	t	11,733	11,829	12,536	12,635	12,926	12,344	11,956	11,685	11,862	11,911
粗大ごみ	t	1,902	2,113	2,027	2,102	2,023	1,699	1,571	1,568	1,349	671
資源ごみ	t	345	723	822	897	1,095	1,497	1,569	1,470	1,205	1,056
有害ごみ	t	5	6	7	6	12	6	13	21	13	12
集団回収量	t	1,616	1,657	1,723	1,690	1,098	1,000	1,472	938	806	636
ごみ総排出量	t	15,602	16,327	17,115	17,329	17,154	16,546	16,582	15,682	15,235	14,285
1人1日あたりごみ総排出量	g/ 人•日	883	918	949	953	926	887	886	832	799	746
1人1日あたり可燃ごみ量	g/ 人•日	664	665	695	695	698	661	639	620	622	622

表 3-5 ごみ総排出量の推移

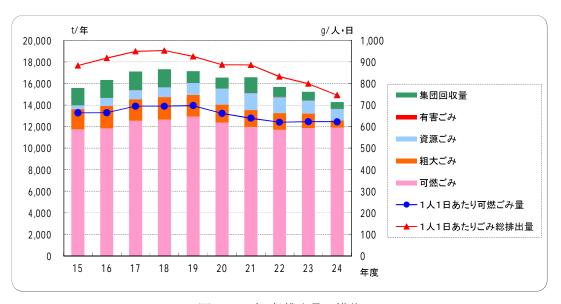


図 3-6 ごみ総排出量の推移

注2)1人1日あたりごみ総排出量=ごみ総排出量÷人口÷年間日数

注 3) 本計画では、美来の森で資源化されている剪定木を資源ごみとして計上したため、平成 19 年度の値が前計画と異なります。

<sup>※:</sup>本計画において、端数処理のため合計が合わない場合があります。

# (3)リサイクル率の推移

本市における過去 10 年間の資源化量及びリサイクル率 $^{\pm 4}$ の推移は、表 3-6 及び図 3-7 に示すとおりです。

年度	単位	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
本市による資源化量(収集・直接搬入)	t	345	723	822	897	1,095	1,497	1,569	1,470	1,205	1,056
集団回収量	t	1,616	1,657	1,723	1,690	1,098	1,000	1,472	938	806	636
西濃環境整備組合による資源化量	t	0	673	773	794	820	839	786	809	807	774
中間処理後資源化量	t	412	476	492	487	486	474	496	357	316	144
総資源化量	t	2,373	3,528	3,810	3,868	3,499	3,810	4,323	3,575	3,135	2,609
リサイクル率 <sup>注 5</sup>	%	15.2	21.6	22.3	22.3	20.4	23.0	26.1	22.8	20.6	18.3

表 3-6 資源化量及びリサイクル率の推移

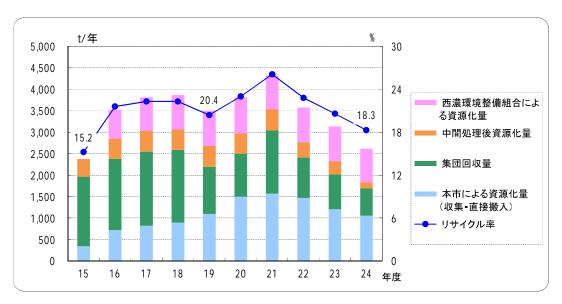


図 3-7 資源化量及びリサイクル率の推移

注4) リサイクル率=総資源化量(資源ごみ+集団回収量+組合による資源化量)÷ごみ総排出量

注 5) 本計画では、美来の森で資源化されている剪定木や粗大ごみ中の金属類等を資源ごみとして計上したため、平成 15 年度から平成 19 年度の値が前計画と異なります。

# (4)最終処分量の推移

本市における過去 10 年間の最終処分量および最終処分率  $^{\pm 6)}$  の推移は、表 3-7 及び図 3-8 に示すとおりです。

年度 単位 15 16 17 18 焼却処理に伴う最終処分量 829 441 451417463387 387 405 385 387 本市による最終処分量 t 0 0 51 82 78 78 41 33 5038 最終処分量 465 421 t 829 441501466 545464442426 2.8 2.8 最終処分率 % 5.3 2.7 2.9 2.7 3.2 2.8 2.8 2.9

表 3-7 最終処分量の推移

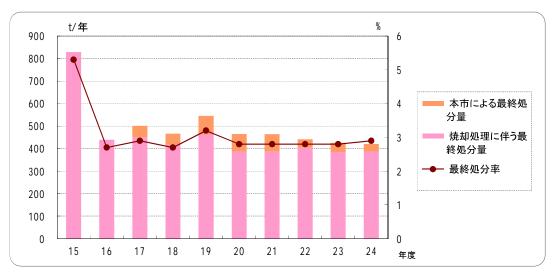


図 3-8 最終処分率の推移

注 6) 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

# 4. ごみ処理の評価

## (1)1人1日あたりごみ総排出量

本市における平成 23 年度の 1 人 1 日あたりごみ総排出量は 799g/人・日であり、平成 27 年度における国の目標値である 1,034g/人・日(平成 19 年度比約 5%削減)をすでに下回っています。また、平成 23 年度における全国、岐阜県、組合管内、類似団体 $^{27}$  いずれの平均値より下回っています。

類似団体の平均値 935 g/人・日を基準値とした評価値注® は「114.5」となりました。

表 3-8 1人1日あたりごみ総排出量の比較

単位:g/人・日

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
瑞穂市	926	887	886	832	799
類似団体平均	994	976	965	930	935
組合管内平均	1,048	1,019	973	936	923
岐阜県平均	1,030	1,013	991	960	962
全国平均	1,089	1,033	994	976	975

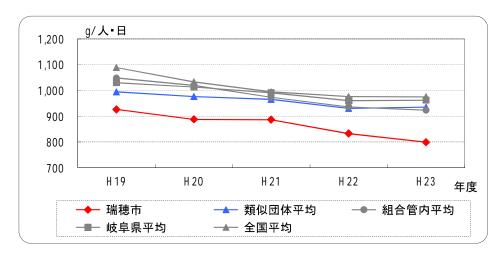


図3-9 1人1日あたりごみ総排出量の比較

注7)類似団体とは、国が全国の市区町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「都市」「町村」「特別区」に分類した上で、さらに「都市」「町村」を人口規模や産業構造で細分化、計35のグループに分け、そのなかで同じグループに属する自治体を指します。瑞穂市は街の構造区分「都市II2」に該当し、類似市町村数は51あります。評価対象として51市の中から人口5万人~6万人の都市で関東、中部、近畿地区から美濃加茂市、新城市、亀山市等15市を選定しました。

注 8) 評価値は、評価項目の基準値を 100 としたときの指標値の比率(指数)を、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』(平成 25 年 4 月・環境省)により算出しました。

# (2)リサイクル率

本市における平成 23 年度のリサイクル率は 20.6%であり、平成 23 年度における全国 平均、岐阜県の平均値、類似団体の平均値と同程度です。

類似団体の平均値 20.1%を基準値とした評価値は「102.5」となりました。

表 3-9 リサイクル率の比較

単位:%

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
瑞穂市	20.4	23.0	26.1	22.8	20.6
類似団体平均	20.0	21.1	20.4	21.0	20.1
組合管内平均	20.5	21.4	22.4	22.0	20.8
岐阜県平均	23.0	22.9	22.8	22.4	21.3
全国平均	20.3	20.3	20.5	20.8	20.4

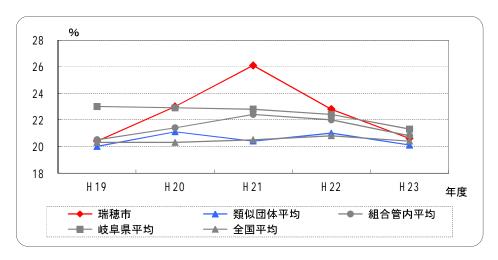


図 3-10 リサイクル率の比較

# (3)最終処分率

本市における平成 23 年度の最終処分率は 2.8%であり、平成 23 年度における全国平均、岐阜県の平均値、類似団体の平均値の全てより下回っています。

類似団体の平均値9.1%を基準値とした評価値は「169.2」となりました。

表 3-10 最終処分率の比較

単位:%

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
瑞穂市	3.2	2.8	2.8	2.8	2.8
類似団体平均	9.2	8.8	10.2	8.9	9.1
組合管内平均	8.4	7.2	5.5	6.7	6.1
岐阜県平均	9.2	8.3	8.1	7.5	8.2
全国平均	13.3	12.3	11.6	11.3	11.3

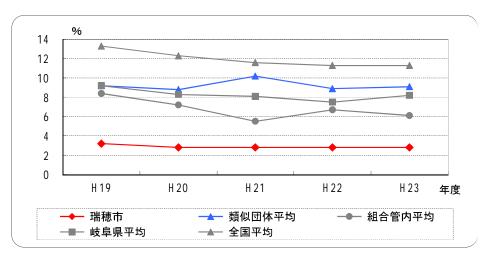


図 3-11 最終処分率の比較

## (4)住民満足度

『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示されているアンケート調査項目について、回答の総合得点により住民満足度指数を算出し評価を行いました。

アンケート調査の結果、4間の平均得点による総合評価は3.7点となり、平均得点3.0点と比較した評価値は123.3」となりました。

#### 【設問】

問3:ごみの収集(収集回数や分別区分など)に関して満足していますか?

問18: 瑞穂市の3R(ごみ減量・再使用・リサイクル)への取り組みに満足していますか?

問19:ごみ処理や3R(ごみ減量・再使用・リサイクル)の情報公開や提供に満足していますか?

問20: 瑞穂市の街の清潔さに関して、あなたは満足していますか?

#### 【回答結果】

	そう 思う	ややそ う思う	あまりそう 思わない	そう思 わない	分から ない	総回 答数	有効回 答数	得点	平均点
問 3	92	106	50	12	7	267	260	996	3.8
問 18	55	110	32	9	64	270	206	788	3.8
問 19	37	100	45	10	71	263	192	685	3.6
問 20	34	148	45	9	31	267	236	861	3.6
総合評価									

#### 【集計方法】

- ① 「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」を1点として設問毎に回答の平均得点を算出しました。「分からない」及び無回答は有効回答数に加えません。(平均得点を算出する際の有効回答者数に加えない)平均得点が3.0点以上となれば、よく評価していると判断できます。
- ② 設問毎に平均得点を算出します。(得点の合計÷有効回答者数)なお、それぞれの平均得点が住 民満足度に関する補足指標となります。
- ③ 設問毎の平均得点の平均値を算出し、住民満足度の総合評価とします。
- ④ 「分からない」及び「無回答」は回収数に対する割合を算出することにより、住民の認知度を測る指標として活用できます。

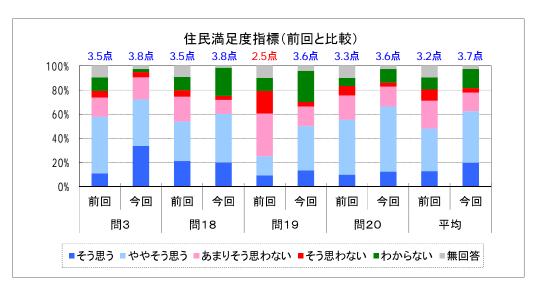


図 3-12 住民満足度指標

アンケート調査の結果、4 間の平均得点による総合評価は 3.7 点となり、前計画策定時のアンケート調査結果の総合評価 3.2 点を上回りました。

特に問 19 は 2.6 点から 3.6 点に急上昇しており、ごみ分別の手引きを全戸配布したことなど、前期に行った施策によって満足度が上昇したと考えられます。

他の設問についても全て満足度が上昇しています。

しかしながら、問 18 及び問 19 の 3R の取り組みや情報公開については、「分からない」及び「無回答」の有効回答数に対する割合は、それぞれ 24.8%、29.9%となっており、市民の皆様にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があると考えます。

# (5)1人あたり処理費用

本市における平成 23 年度の 1 人あたり処理費用 $^{\pm 9}$  は 12,896 円であり、平成 23 年度における全国平均、岐阜県の平均値より下回っていますが、組合管内及び類似団体の平均値より上回っています。

類似団体の平均値10,516円を基準値とした評価値は「77.4」となりました。

表 3-11 1人あたり処理費用の比較

単位:円

					十四.11
年 度	H19	H20	H21	H22	H23
瑞穂市	13,733	14,427	14,269	11,345	12,896
類似団体平均	10,427	10,926	10,570	9,975	10,516
組合管内平均	9,814	9,584	9,971	8,981	9,602
岐阜県平均	14,187	13,902	15,732	15,025	13,787
全国平均	14,600	14,200	14,300	14,400	14,100

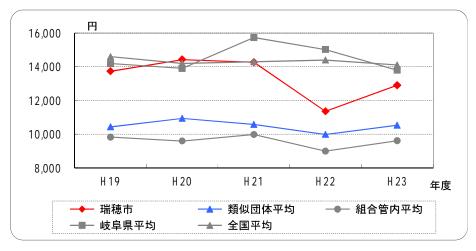


図 3-13 1人あたり処理費用の比較

#### (6)ごみ処理の評価

本市における一般廃棄物処理システムについて、環境負荷を出来るだけ低減する「循環型社会づくり(1人1日あたりごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率)」及び住民に対する「公共サービス(住民満足度)」という面から見た処理システムの水準並びに処理システムの「費用対効果(1人あたり処理費用)」について、5項目を評価しました。

客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について、「全国平均値」、「岐阜県平均値」、「類似団体の平均値」及び「西濃環境整備組合管内の平均値」 それぞれの比較により評価を行いました。

なお、基準値の算出は環境省の行っている「一般廃棄物処理事業実態調査(平成 23 年度)」 からデータを抽出し、平均値の算出に際しては、廃棄物の処理量や人口などを加味した加 重平均を用いています。

本市の評価値は、評価項目の基準値を 100 としたときの指標値の比率 (指数) でレーダーチャートに表しており、基準値 100 よりも大きな値であると高い評価になることから、レーダーチャートの五角形が大きいほど、ごみ処理が優れていると言えます。

図 3-14 に示した類似団体との比較を見ると、1 人あたり処理費用の評価はやや低いものの、最終処分率と住民満足度の評価は高く、レーダーチャートの五角形も大きいため、概ね類似団体の平均値よりも優れていると考えられます。

#### 【評価項目】

- ・1人1日あたりごみ総排出量(ごみ総排出量÷人口÷年間日数)
- ・リサイクル率(総資源化量(資源ごみ+集団回収量+組合による資源化量)÷ごみ総排出量)
- ・最終処分率(最終処分量÷ごみ総排出量)
- ・住民満足度(住民満足度アンケート調査結果)
- ・1人あたり処理費用(ごみ処理のかかった経費(支出一収入)÷人口)

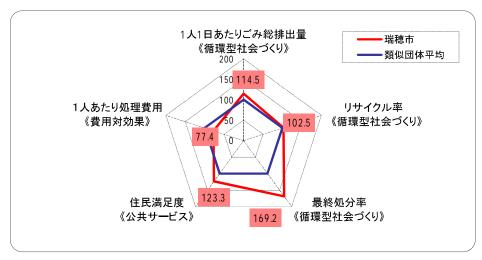


図 3-14 一般廃棄物処理システムの評価 (類似団体との比較)

#### 第2章 ごみ処理計画

#### 1. 基本的方針

国においては、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月施行)に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 5 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、ごみの資源化(リサイクル)に比べ取り組みが遅れている 3R 「リデュース、リユース、リサイクル」のうち 2R 「ごみの発生抑制(リデュース)、ものの再使用(リユース)」の取り組み強化、有用金属の回収、安心・安全の取り組み強化、3R 国際協力の推進が新たに盛り込まれ、本市としても循環型社会の構築に向けた新たな取り組みの展開が求められています。

今後は、限りある自然・資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の街を構築していくという市民・事業者・行政の共通目標を確認し、循環型社会システムを実現するため、以下の基本的原則を設けます。

### 【廃棄物処理の優先順位】 -

- ① できる限り廃棄物を出さない。(発生抑制:Reduce)
- ② 同じ形状のまま再利用する。(再使用:Reuse)
- ③ 物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(再生利用: Material Recycle)
- ④ エネルギーを回収して利用する。(熱回収: Thermal Recycle)
- ⑤ やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。(適正処理)

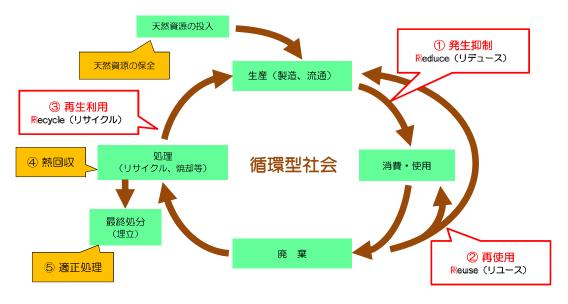


図 4-1 循環型社会のイメージ

#### 2. 数値目標

平成 35 年度における数値目標は、前計画に引き続き 1 人 1 日あたりごみ総排出量とリサイクル率の 2 項目とします。

#### (1)1人1日あたりごみ総排出量

平成 24 年度における 1 人 1 日あたりごみ総排出量は 746g/人・日であり、基準年度である平成 19 年度から約 2 割の削減が実現し、前計画で定めた平成 35 年度(目標年次)における目標値 811g/人・日も大きく下回っています。

このことから、1 人 1 日あたりごみ総排出量の目標値は、緩やかな削減を目指し、平成 35 年度の目標値を 702g/人・日に見直します。

1人1日あたりごみ総排出量を、平成19年度実績926gと比べ、

平成30年度において、21% 削減し 730g とし、

平成35年度において、24% 削減し 702 g とします。

## (2)リサイクル率

平成 24 年度におけるリサイクル率は 18.3%であり、前計画で定めた平成 25 年度(第1次目標年次)の目標値 24%の達成が厳しい状況です。

これは、近年急速に拡大している、金属類や古紙類等の民間回収ルートの増加や、これに伴う集団回収量の減少により、本市が把握できる資源ごみの量が少なくなったことで、リサイクル率が減少傾向に傾いたと考えられます。

市民のリサイクルに対する意識を正しく数値に表すため、民間回収ルートで資源化された量を把握する手法を検討する必要があります。

これらの現状を踏まえて、平成35年度におけるリサイクル率については、前計画に定めたとおり目標値を30%とします。

金属類や古紙類等の民間回収ルートの拡大により減少傾向にあるリサイクル率を、スーパーなど民間で行われている古紙等の回収量を把握し、

平成30年度のリサイクル率を 24% に、

平成35年度のリサイクル率を 30% にします。

#### 3. ごみの発生量及び処理量の見込み

将来ごみ発生量の予測方法は、図 4-2 に示すとおりです。

将来ごみ量の予測は、人口の将来予測値及び過去 10 年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法です。

家庭系ごみ及び集団回収量については、ごみ種別の発生原単位推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出し、事業系ごみについては、ごみ種別の発生原単位×年間日数で算出しました。

#### 人口の将来予測

- \*国立社会保障・人口問題研究所「平成25年3月推計値」を採用。
- \*推計結果では平成32年度に53,718人、平成37年度に53,933人となり、 各年度間人口は一次傾向的に推移するものとした。

#### ごみ種別の排出原単位を予測

\*各ごみ種の排出原単位を、トレンド推計式を用いて予測。

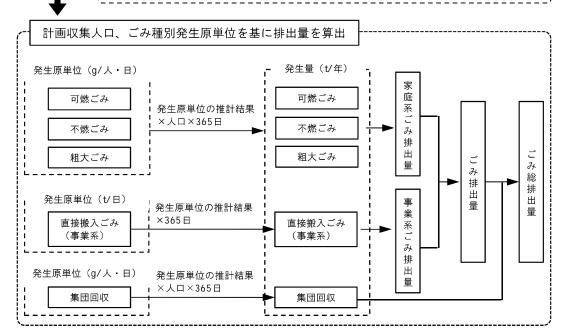


図 4-2 将来ごみ量の予測フロー

# (1)人口の将来予測

人口の将来予測は、瑞穂市第 1 次総合計画の推計人口と国立社会保障・人口問題研究 所の平成 25 年 3 月推計値の比較を行い、この値がほぼ等しいことから、国立社会保障・ 人口問題研究所の平成 25 年 3 月推計値を本計画の将来人口としました。

なお、計画収集人口は行政区域内人口とし、自家処理人口はないものとしました。

表 4-1 人口の将来予測

単位	:	人
1 1-2-4	•	/ •

	年度	人口
	平成20年度	51,126
実	平成21年度	51,271
績	平成22年度	51,634
値	平成23年度	52,083
	平成24年度	52,453
	平成25年度	52,641
	平成26年度	52,872
	平成27年度	53,102
	平成28年度	53,225
推	平成29年度	53,348
計	平成30年度	53,472
値	平成31年度	53,595
	平成32年度	53,718
	平成33年度	53,761
	平成34年度	53,804
	平成35年度	53,847

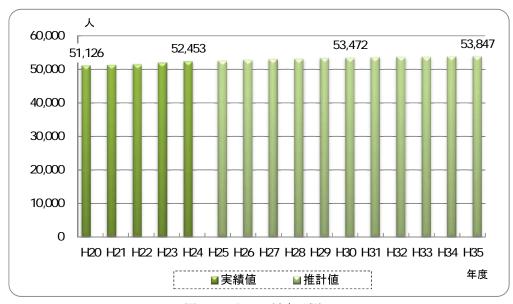


図 4-3 人口の将来予測

# (2)ごみ総排出量の将来予測

ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量の将来予測は、表 4-2及び図 4-4に示すとおりです。

項目	単位				予	測			
年度	-	19	20	21	22	23	24	30	35
計画収集人口	人	50,620	51,126	51,271	51,634	52,083	52,453	53,472	53,847
可燃ごみ	t	12,926	12,344	11,956	11,685	11,862	11,911	11,563	11,195
粗大ごみ	t	2,023	1,699	1,571	1,568	1,349	671	748	755
資源ごみ	t	1,095	1,497	1,569	1,470	1,205	1,056	1,115	1,074
有害ごみ	t	12	6	13	21	13	12	14	14
集団回収量	t	1,098	1,000	1,472	938	806	636	801	803
ごみ総排出量	t	17,154	16,546	16,582	15,682	15,235	14,285	14,240	13,841
1人1日あたりごみ総排出量	g/ 人・日	926	887	886	832	799	746	730	702
1人1日あたり可燃ごみ量	g/ 人 · 目	698	661	639	620	622	622	592	568

表 4-2 ごみ総排出量と1人1日あたり総排出量の将来予測

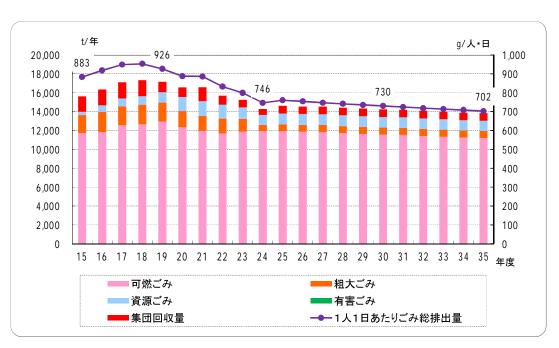


図 4-4 ごみ総排出量と1人1日あたり総排出量の将来予測

# (3)リサイクル率の将来予測

リサイクル率(目標値)

リサイクル率の将来予測は、表 4-3 及び図 4-5 に示すとおりです。

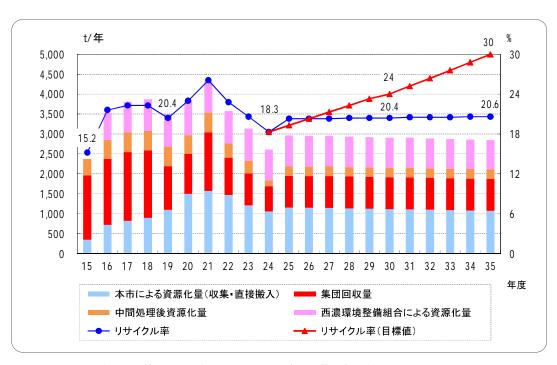
なお、リサイクル率の目標に記載した、民間回収ルートで資源化された量は予測値に 含みません。

項目	単位		実 績					予 測		
年度	-	19	20	21	22	23	24	30	35	
本市による資源化量(収集・直接搬入)	t	1,095	1,497	1,569	1,470	1,205	1,056	1,115	1,074	
集団回収量	t	1,098	1,000	1,472	938	806	636	801	803	
西濃環境整備組合による資源化量	t	820	839	786	809	807	774	755	732	
中間処理後資源化量	t	486	474	496	357	316	144	238	241	
総資源化量	t	3,499	3,810	4,323	3,575	3,135	2,609	2,909	2,849	
リサイクル率	%	20.4	23.0	26.1	22.8	20.6	18.3	20.4	20.6	

24.0

30.0

表 4-3 リサイクル率の将来予測



※:リサイクル率の予測値に民間回収ルートにおける資源化量を含みません。

%

図 4-5 リサイクル率の将来予測

# (4)最終処分量の将来予測

最終処分量の将来予測は、表 4-4 及び図 4-6 に示すとおりです。

項目 単位 実 績 予 測 年度 19 21 22 23 24 35 焼却処理に伴う最終処分量 378 t 463387 387 405385 387 366 本市による最終処分量 t 78 78 33 32 32 最終処分量 465 426 421 410 398 545464 442最終処分率 % 3.2 2.8 2.8 2.8 2.9 2.9 2.9

表 4-4 最終処分率の将来予測

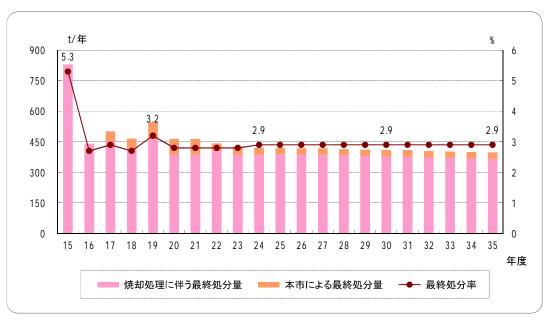


図 4-6 最終処分量の将来予測

#### 4. 目標達成のための施策

「ごみになるもの」の発生抑制から、資源化、適正処理に至るまでのごみ処理の流れの 各段階に沿って施策を進めていきます。

#### (1)発生抑制のための取り組み

- No.1 可燃ごみ及び資源ごみの収集回数を見直します。
  - ・ 分別区分の統一に合わせて、可燃ごみの収集回数を週3回から週2回に、資源ご みのうち、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装の収集回数を月1回から 月2回に変更します。
- No.2 小・中学生のごみに関する学習の機会を提供します。
  - ・ 学校との連携によるごみ処理場・美来の森等の施設見学会実施や、職員によるご みに関する出前講座の開催など、小・中学生がごみについて学ぶ機会を提供しま す。
- No.3 家庭での生ごみの減量や堆肥化を推進します。
  - ・ 家庭の台所から出る生ごみの堆肥化を、生ごみ処理容器の助成などを実施し推進します。
- No.4 マイバッグ持参運動を推進します。
  - ・ レジ袋有料化参加店舗などと協働し、マイバック持参運動を推進します。
- No.5 フリーマーケット等ごみにしない取り組みを進めます。
  - ・ イベントでのフリーマッケット開催支援など、ごみにしないための再使用の取り 組みを進めます。
- No.6 ごみ分別の手引やホームページで分別方法等の情報を、分かりやすく提供します。
  - ・ ごみ分別の手引やホームページの内容を見直し、市民が見てわかりやすい情報を 発信します。
- No.7 事業系ごみについて広報やホームページにて情報提供や啓発を実施します。
  - ・ 事業者の出すごみは、事業系ごみであることを認識してもらうことを目的として、 情報提供や啓発を実施します。
- No.8 多量排出事業者に対して減量化を指導します。
  - ・ 多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の策定指導などを行います。

#### (2)資源化のための取り組み

- No.9 穂積地区と巣南地区の分別区分を統一します。
  - ・ 穂積地区において、容器包装プラスチックのステーション回収を行います。
  - ・ 巣南地区において、陶磁器・ガラス類のステーション回収を行います。
- No.10 美来の森を資源ごみの持ち込み拠点として整備します。
  - ・ 美来の森に、市民が資源ごみを持ち込むことのできるエコステーション (仮称) を整備します。
- No.11 空き容器回収機の運用方法を検討します。
  - ・ 老朽化に伴う耐用年数の超過が懸念される空き容器回収機の、集約と運用方法を 検討します。
- No.12 小型家電の資源化を進めます。
  - ・ 粗大ごみとして処理されている小型家電の資源化を検討します。
- No.13 子供会、PTAや自治会などによる集団回収を促進します。
  - ・ 各種団体が実施する集団回収について、資源類集団分別回収奨励金交付要綱による奨励金の交付や、回収基材の貸与により、集団回収の促進を支援します。
- No.14 民間回収ルートによる資源化量の把握方法を検討します。
  - ・ 小売店の駐車場等で実施されている古紙など資源の回収量を市の統計に加えるため、事業者と協働で民間回収ルートによる資源化量の把握方法を検討します。

#### (3)収集等の取り組み

- No.15 地域と連携し、ごみステーションの配置や管理のあり方を検討します。
  - 自治会と連携し、ごみステーションに関するさまざまな問題を解決します。
- No.16 高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集を検討します。
  - ・ ステーションまでごみを排出できない高齢者等で支援が必要な世帯を対象として、 玄関先までごみを収集に伺う「ふれあい収集」を検討します。
- No.17 市の事務・事業でグリーン購入・契約を推進します。
  - ・ 市自らも事業者として、グリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動 を率先して実行します。

# (4)取り組みのスケジュール

本計画で定めた取り組みのスケジュールを、表 4-5 に示します。

表 4-5 取り組みのスケジュール

3-	の割	<b>基本施策</b>					実施	時期				
ſ	170	の具体的な取り組み	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35
発:	生抑	制のための取り組み										
	1	可燃ごみ及び資源ごみの収集回数を見直します。	検討					実施				$\longrightarrow$
-	2	小・中学生のごみに関する学習の機会を提供します。	<b>—</b>				実	施				
-	3	家庭での生ごみの減量や堆肥化を推進します。	-				美	施				
-	4	マイバッグ持参運動を推進します。	-				実	·施				
	5	フリーマーケット等ごみにしない取り組みを進めます。	-				実	施				
	6	ごみ分別手引やホームページで分別方法等の情報を、 分かりやすく提供します。	-				実	施				
	7	事業系ごみについて広報やホームページにて情報提供や 啓発を実施します。	<b>—</b>				実	施				<b></b>
	8	多量排出事業者に対して減量化を指導します。	-				実	施				
資	原化	のための取り組み										
	9	穂積地区と巣南地区の分別区分を統一します。	検討	-				実施				$\longrightarrow$
	10	美来の森を資源ごみの持ち込み拠点として整備します。	検	:討   <b>&gt;</b>	<b>-</b>			実	施			<b></b>
-	11	空き容器回収機の運用方法を検討します。	検	:討	<u> </u>			実	施			$\longrightarrow$
	12	小型家電の資源化を進めます。	検討					実施				$\longrightarrow$
	13	子供会、PTAや自治会などによる集団回収を促進します。	-				実	施				$\rightarrow$
	14	民間回収ルートによる資源化量の把握方法を検討します。	-	検	:計	$\rightarrow$	<b>-</b>		実	施		
収	集等	の取り組み										
	15	地域と連携し、収集ステーションの配置や管理のあり 方を検討します。	<u> </u>				美	施				$\longrightarrow$
	16	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集を検討 します。	検討	-				実施				
	17	市の事務・事業でグリーン購入・契約を推進します。	<b>—</b>				実	施				$\rightarrow$

## 5. ごみ処理に関する基本的事項

# (1)目標年次のごみ処理フロー

目標年次である平成35年度のごみ処理フローは、図4-7に示すとおりです。

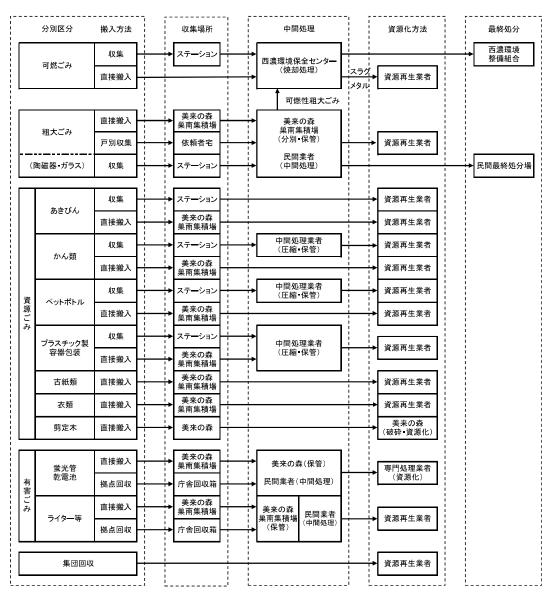


図 4-7 目標年次(平成 35 年度)のごみ処理フロー

# (2)収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理における市民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及 び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

市民のニーズに合わせながら、今後の社会状勢の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へより効率的な運搬に努めます。

# ① 収集形態・収集回数

平成35年度における家庭系ごみの収集は、表4-6に示すとおりです。

なお、事業系ごみについては、現状と同様に自己搬入または許可業者による随時収 集とします。

- ・ 可燃ごみは、週2回の委託業者によるステーション収集とします。
- ・ 粗大ごみは、戸別収集もしくは、美来の森及び巣南集積場への持ち込みとします。
- ・ 粗大ごみのうち陶磁器・ガラス類は、月1回のステーション収集とします。
- ・ 資源ごみは、あきびんは現状と同様に月1回のステーション収集とし、かん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装については月2回のステーション収集とします。飲料用ペットボトル及び缶の回収機は、老朽化に伴う耐用年数の超過が懸念されることから段階的な集約を検討します。

	X 10 (K)K (Z)K(T)(A) (T)/(4 00 T)Z/								
	項目	収集形態	収集方法	収集頻度					
可炒	然ごみ	委託	ステーション	週2回					
粗フ	大ごみ	_	直接搬入 戸別収集	_					
(路	同磁器・ガラス類)	委託	ステーション	月1回					
***	あきびん	委託	ステーション	月1回					
資源	かん類	委託	ステーション	月2回					
ごみ	ペットボトル	委託	ステーション	月2回					
	プラスチック 製容器包装	委託	ステーション	月2回					

表 4-6 収集·運搬体制(平成 35 年度)

# ② 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、以下に示すものを排出禁止物とします。

- ・ 有毒性のあるもの 農薬、劇薬とその容器、バッテリー、その他有害性のあるもの。
- ・ 感染性のある物 鋭利な物(注射器、注射針)、血液、血液製剤等、その他感染の恐れがある物。
- ・ 危険性・引火性のある物 火薬類、ガスボンベ、塗料、その他危険性のあるもの。消火器、ガソリン、廃油(食用油を除く)、灯油、その他引火性のあるもの。
- ・ 著しく悪臭を発する物やその他処理が困難な物 分別していないごみ、オートバイ・スクーター、自動車、家電リサイクル 6 品 目、パソコン本体、ノートパソコン。

#### ③ 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、感染性を有した鋭利なもの以外(血の付いた包帯、ガーゼ、おむつ等)については可燃ごみとして本市で委託業者により収集運搬し、西濃環境整備組合で焼却処理を行うものとします。

なお、注射器やカテーテルなどの感染性を有している鋭利なものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行うことができるよう調整を行います。

#### 4 収集・運搬体制

- ・ 自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続します。
- ・ 住民ニーズに対応するため、委託収集を継続します。
- ・ 委託業者と連携を図りながら、迅速な収集の促進を図ります。
- ・ 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。
- ・ 排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ処理手 数料の見直しを随時行います。
- ・ ステーションまでごみを排出できない高齢者等で支援が必要な世帯を対象として、 玄関先までごみを収集に伺う「ふれあい収集」を検討します。

#### (3)中間処理の計画

目標年次である平成35年度における中間処理の方法は、以下に示すとおりです。

#### ① 可燃ごみ

可燃ごみは、現状と同様、西濃環境整備組合の焼却施設で処理します。

組合の焼却施設については、平成24年3月に組合が策定した長寿命化計画に基づき、 温室効果ガス排出量削減や、エネルギー回収率の向上について、組合と協力して取り 組みます。

#### ② 粗大ごみ

戸別収集もしくは市民により直接持ち込まれた粗大ごみは、美来の森及び巣南集積場(以下、「美来の森等」という。)で分別、保管後に中間処理業者で破砕・選別処理を行い、可燃物、資源物と不燃残渣に分類し、それぞれ処理・処分を行います。

#### ③ 空きびん(資源ごみ)

収集もしくは市民により美来の森等に持ち込まれた空きびんは、資源再生業者に引き渡します。

#### 4 かん類(資源ごみ)

収集もしくは市民により美来の森等に持ち込まれたかん類は、中間処理業者で選別・圧縮後、資源再生業者に引き渡します。

## ⑤ ペットボトル(資源ごみ)

収集もしくは市民により美来の森等に持ち込まれたペットボトルは、中間処理業者で圧縮後、資源再生業者に引き渡します。

#### ⑥ プラスチック製容器包装(資源ごみ)

収集もしくは市民により美来の森等に持ち込まれたプラスチック製容器包装は、中間処理業者で選別・圧縮後、資源再生業者に引き渡します。

# ⑦ 古紙類(資源ごみ)

市民により美来の森等に持ち込まれた古紙類は、資源再生業者に引き渡します。

## ⑧ 衣類(資源ごみ)

市民により美来の森等に持ち込まれた衣類は、資源再生業者に引き渡します。

#### ⑨ 剪定木(資源ごみ)

市民により美来の森に持ち込まれた剪定木は、美来の森で破砕処理によりチップとして資源化します。

#### 10 有害ごみ

市民により庁舎回収箱及び美来の森等に持ち込まれた乾電池、蛍光灯などの有害ごみは、美来の森で一定量に達するまで保管後、専門の処理業者で処理・処分を行います。

#### (4)最終処分計画

本市は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、最終処分量は類似団体と比較すると 少ない状況ですが、埋立物は無くならないことから最小限にとどめ、今後も民間業者に 委託し処分します。

なお、可燃ごみの処理を委託している西濃環境整備組合は、平成 28 年度の埋立開始予定の一般廃棄物最終処分場を建設中です。

#### 6. ごみ処理施設の整備に関する事項

家庭から出た資源ごみを持ち込める施設として、美来の森にエコステーション(仮称)を整備します。

平成 24 年 4 月まで廃棄物焼却施設のストックヤードとして利用していた建物を改修し、家庭で分別したびん、缶、ペットボトルなどの資源ごみと乾電池などの有害ごみを持ち込める施設とします。





参考:岐阜市柳津資源ステーション

#### 7. その他ごみ処理に関し必要な事項

#### (1)廃棄物減量等推進審議会

市における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推審議会の積極的活用を推進します。

## (2)災害対策

震災時及び水害時に発生する災害廃棄物の処理は、防災的観点から「震災廃棄物対策指針」(平成 10 年 10 月)及び「水害廃棄物対策指針」(平成 17 年 6 月)に基づき策定した、「災害廃棄物処理計画」(平成 24 年 3 月)に基づき実施します。

## (3)不適正排出及び不法投棄対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に 浸透していないことから、ごみの適正排出適正処理に向けた啓発を推進します。

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発すると ともに、不法投棄に向けた活動や指導をさらに推進します。